



平成21年6月11日

各位

会社名 株式会社セイクレスト
代表者名 代表取締役 青木 勝稔
(JASDAQ・コード番号8900)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 三浦 多実也
電話 06-6264-7077

第三者割当による新株式（金銭出資及び現物出資）の発行及び
第3回株式会社セイクレスト新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成21年6月11日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式（金銭出資及び現物出資）の発行及び第3回株式会社セイクレスト新株予約権の発行を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件は、平成21年6月26日開催予定の第19回定時株主総会の付議議案として付議し、株主の皆様へ承認・可決されることを条件といたします。

また、平成21年5月8日に株式会社ジャスダック証券取引所へ提出した改善報告書に記載している、調査中としている事項（第2回株式会社セイクレスト新株予約権の行使後の当社株式の譲渡先等）について引き続き調査しており、判明次第直ちに情報開示を行ってまいります。

記

I 第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行

1. 募集の目的及び理由

(1) 増資の目的

当社グループを取り巻く事業環境は、年初より住宅借入金等特別控除を始めとする住宅税制の優遇、並びに価格調整による割安感が増した物件の流通により、買い控え及び様子見の姿勢であった顧客の潜在的な住宅需要を後押しするケースが見られる等、事業環境の回復の兆しが一部見受けられますが、金融機関による不動産案件に対する融資の厳格化や契約率の低下等、業界をとりまく環境は依然として厳しい状況となっております。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえて、消費者の購買意欲が回復するまでには、未だ一定の時間を要すると判断しておりますが、主幹事業であります企画・販売代理事業において、早期に実施したリストラクチャリングによる販売管理費の圧縮及びエリア特性に応じた営業体制の見直し等を継続して実施することにより、現在の市場環境と事業規模に合った体制作りを行い、事業環境が悪化した状況においても、機動的な施策をもって着実に収益を積み上げ一定の利益を創出できる事業モデルを再構築することを最重要課題として取り組んでおります。

資金調達面におきましては、平成20年10月25日公表の「第三者割当による新株式（デット・

エクイティ・スワップ)の発行及び第2回株式会社セイクレスト新株予約権の発行に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、OVE第2号投資事業組合を割当先とした新株式及び新株予約権を発行し、平成21年4月7日時点において、新株式の発行と新株予約権の全行使分をあわせて総額で400,000千円(400,000千円のうち、60,000千円は当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)によるものであるため、資金の調達はない)の資金調達を行い、発行済株式総数は1,079,665株となっております。

このような状況の中、当社グループは、平成21年3月期におきまして、厳しい事業環境が続いた結果、営業利益38,462千円を計上したものの、経常損失81,076千円、当期純損失1,225,682千円を計上し、平成21年3月期末における純資産は756,246千円の債務超過となる見通しです。また、本日現在において、運転資金として使用する目的で発行した社債20,000千円が平成21年2月から遅滞状態となっており、支払いの遅延の状況を完全に解消するに至っておらず、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在する等、本日時点におきましても短期的な資金繰りにおける企業存続の危機的状況が発生しております。

また、当社は、平成21年3月期において債務超過となる見通しとなったことから、株式会社ジャスダック証券取引所が定める、「株券上場廃止基準」第2条第1項第4号(債務超過)に該当する恐れが生じ、猶予期間に入る見通しとなりました。したがって、平成22年3月末日までに債務超過状況を解消できなかった場合、当社は上場廃止となります。

当社は、当社が直面する経営課題と現状、及び中長期に亘る収益機会の拡大や収益性の向上を見据え、将来的発展に向けた方策について検討を重ねた結果、永続的に事業活動を営む基盤を取り戻すためには、自己資本の増強及び事業資金の確保を通じてステークホルダーの皆様からの信用を回復することが必至であると考え、本日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式(金銭出資及び現物出資)の発行及び第3回株式会社セイクレスト新株予約権の発行を、平成21年6月26日開催予定の第19回定時株主総会の承認を条件として決議いたしました。

(2) 第三者割当による新株式発行による資金調達方法を選択した理由

当社は、当社グループを取り巻く厳しい経営環境下において、信用補完を図るために早期に財務基盤を強化する必要があると同時に、金融市場における信用収縮が進み資金調達が困難化している中で、今後も事業活動を継続していくためには、資本増強を実現することが喫緊の課題となっております。

また、当社グループは、今後、永続的に事業活動を営む基盤を取り戻すためには、自己資本の増強及び事業資金の確保を行い、主力事業であります販売・代理事業の再構築並びに企画不動産販売事業を展開することにより、今後安定的なキャッシュ・フローを創出することが出来るものと考えておりますが、そのためにも、このような厳しい経営環境を打破し、早期に安定した事業基盤を取り戻すためには、新株式の発行を実施し、企業としての信用力の回復及び短期的な資金繰りの安定並びに事業資金の確保を実現することが必須であると考え、このたび第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

(3) 金銭の払込みと併せて現物出資による資金調達方法を選択した理由

当社は、直近の資金繰りにおいて企業存続が危機的状況にあり、平成 21 年 4 月 7 日に有限会社フクジュコーポレーションより 10,000 千円の借入れを行い、同日付で当該金銭債権 10,000 千円が株式会社フェニックスホールディングスへと債権譲渡され、また、当該金銭債権 10,000 千円が平成 21 年 6 月 10 日に株式会社ハンバーストーンへと債権譲渡されました。

その後、平成 21 年 5 月 26 日に 60,000 千円、平成 21 年 6 月 10 日に 8,000 千円の合計 68,000 千円を、株式会社フェニックスホールディングスより借入れ、また、当該金銭債権 68,000 千円が平成 21 年 6 月 10 日に株式会社ハンバーストーンへと債権譲渡されました。また、期日の到来している個人の投資家である齊須繁雄氏より運転資金及び借入金の返済資金として借入れた当社に対する金銭債権 32,000 千円が、平成 21 年 6 月 10 日に株式会社ハンバーストーンへと債権譲渡されました。

このような状況の中、当社におきましては借入先の株式会社ハンバーストーンとの交渉を行い、株式会社ハンバーストーンへ譲渡された合計 110,000 千円について株式会社ハンバーストーンを割当先とした現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による新株式の発行（第三者割当増資）により株式化することで合意いたしました。当該手法は、借入金返済による有利子負債の圧縮と共に自己資本の増強を進め、財務体質の強化を図ることで、当社の信用力の向上に寄与する等、当社の現在の経営状況を改善するうえにおいて最適な手法であると判断いたしました。

(4) 第三者割当による新株予約権発行による資金調達方法を選択した理由

新株予約権の発行による資金調達方法を選択した理由といたしましては、割当先であります株式会社ハンバーストーンとの話し合いにおいて、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただいたうえでの引受けであります。また、当社の現在の経営方針であります、主力事業の企画・販売代理事業において、現在の市場環境と事業規模に合った体制作りを行い、事業環境が悪化した状況においても着実に収益を積み上げ、一定の利益を創出できる事業モデルを再構築していく当社の方針に理解を示していただきました。加えて、当社は、現在、株式会社リスモと共同事業を行っており、当社が販売代理事業を長らく展開してきたことによる、マンション販売に係る販売ノウハウや不動産情報の顧客別、地域別の属性分析力等と、リスモが有するアウトレットマンションの買取再販に係るバリューアップノウハウやファンド等の資金を活用したスキーム、ディベロッパーへの交渉力等の両社の得意な業務分野を活かしつつ、情報交換・共同企画・共同開発・営業協力により経営資源を有効活用することで、相互の事業における更なる成長・発展を図っていくことにつきましてもご賛同をいただき、当該事業が当社の今後の不動産業界における位置づけを決定する重要な事業であることを十分に理解していただいたうえで当該事業に資金を充当する予定としております。

これらの実施により、短期的な資金繰りにおける企業存続の危機的状況を打破し、上述の施策を遅延なく遂行させることで、継続した安定収益基盤の確立は成されていくものと考えております。

なお、今回の第三者割当による新株予約権の割当先は、同日付で行われる第三者割当による新株式の割当先でもあるため、当社の経営再建における支援者として、大幅な株価変動等により新株予約権が未行使となるリスクは皆無ではないものの、当社の資金需要を鑑み新株予約権の行使を通じて、機動的かつ柔軟な資金調達が可能となるようご支援頂けることとなっております。

また、今回当社が予定している資金調達については、当社にとって必要不可欠な資金であるという認識ではありますが、事業環境が急変している不動産業界で事業を行っている当社の経営状況について、割当先と慎重に話し合いを進めながら行使の調整が可能であり、エクイティ・コミットメントライン型ではありませんが、割当先の行使請求の際には、事前に当社との間で市場への影響、当社の経営状況等についての話し合いが行われる事も確約しており、当社の事業計画に合わせ、必要なタイミングで必要な資金を行使することで希薄化についても最小限に抑えることができ、当社が現在置かれている環境並びに当社の損益及び資金計画に照らし合わせ、最も合理的で一貫性の取れた調達スキームであると判断し、当該スキームによる資金調達を選択いたしました。

これにより、当社にとっても資金需要が生じた際に、機動的な資金調達が期待できるのみならず、今後の事業再建に向けた安定的な事業基盤の確保が出来るものと考えております。

2. 今回の資金調達による当社のリスクについて

(1) 現物出資（金銭出資及び現物出資）による新株式の発行（第三者割当増資）及び第3回株式会社セイクレスト新株予約権の発行に関するリスク情報について

① 現物出資（金銭出資及び現物出資）による新株式の発行（第三者割当増資）に関するリスク情報について

1. 新株式の発行した際に払い込まれる出資金総額は310,000,000円（うち、110,000,000円については、当社に対する現物出資による払込の方法によるものであるため、資金の調達はなし。）となっており、現在の当社の発行済み株式数に対して、71.8%の希薄化となります。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。
2. 株価及び割当先の環境変化、当社の営業によって得られた資金の金額等の状況により、新株式が失権した場合、当社は短期的な資金繰りの悪化により当社の企業存続は危機的状況に陥る可能性があります。
3. 資金調達計画及び支出時期につきましては、株価及び割当先の環境変化、当社の営業によって得られた資金の金額等の状況により、行使状況が変わる可能性があります。

② 第3回株式会社セイクレスト新株予約権の発行に関するリスク情報について

1. 第3回新株予約権は10,000,000円の新株予約権60個から構成されており、全新株予約権が行使された場合に払い込まれる出資金総額は603,000,000円となっており、現

在の当社の発行済み株式数に対して、138.9%の希薄化となります。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。

2. 第3回新株予約権の行使がされない場合、当社は短期的な資金繰りの悪化により当社の企業存続は危機的状況に陥る可能性があります。
3. 資金調達計画及び支出時期につきましては、株価及び割当先の環境変化、当社の営業によって得られた資金の金額等の状況により、行使状況が変わる可能性があります。

(2) 事業等のリスクについて

① 第1回株式会社セイクレスト新株予約権の発行について

当社は、平成20年10月14日付で、OVE第2号投資事業組合に対して、第三者割当の方法によって第1回株式会社セイクレスト新株予約権を発行いたしました。当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は150,750,000円です。なお、発行決議日（平成21年6月11日）現在において、行使された当該新株予約権はありません。

また、当該新株予約権証券については、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引値が著しく下落していることから、本件発行決議日（平成21年6月11日）現在において当該行使の可能性は極めて低いと判断しております。

なお、第1回株式会社セイクレスト新株予約権につきましては、平成21年6月13日をもって行使期間が終了いたします。

② 潜在株式数の増加について

第1回株式会社セイクレスト新株予約権及び第3回株式会社セイクレスト新株予約権の発行により、潜在株式が増加し1株当たりの希薄化がなされ、ジャスダック証券取引所に上場する当社普通株式の株価が著しく下落する可能性があります。株価の著しい下落により、今後の当社の資本政策等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本文中の将来に関する記載については、発行決議日（平成21年6月11日）現在において当社が判断したものであります。

③ 1株当たりの希薄化について

第1回株式会社セイクレスト新株予約権及び本新株式の発行並びに第3回株式会社セイクレスト新株予約権の行使により、次のとおり希薄化する見込みであります。

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	1,079,665株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式と発行済株式の総数	3,489,065株	323.16%

1. 第1回株式会社セイクレスト新株予約権及び第3回株式会社セイクレスト新株予約権の行使価額の調整により、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失は変動する可能性があります。
2. 株式数には自己株式960株を含んでおり、1株当たり純資産額の算定は、自己株式を含まない株式数によっており、平成21年3月31日現在の純資産の額から新株予約権の額を調整した額によっております。また、1株当たり当期純損失の算定は、平成21年3月31日現在の当期純損失額を基に算出しております。
3. 1株当たり純資産の算定にあたり、第1回株式会社セイクレスト新株予約権及び本新株式の発行並びに第3回株式会社セイクレスト新株予約権の行使による純資産の増加額は、考慮しておりません。
4. 現時点の行使価額における潜在株式と発行済株式の総数は発行決議日（平成21年6月11日）現在の行使価額によるものであります。

④ 過去のエクイティ・ファイナンスにおける希薄化の影響について

効力発生日	項目	発行済株式総数(株)	潜在株式数又は発行済株式増加株数(株)	希薄化の割合(%)
平成20年10月13日		79,665	—	—
平成20年10月14日	第1回株式会社セイクレスト新株予約権	—	134,400	168.7
平成20年11月13日	新株式の発行	—	150,000	188.2
平成20年11月13日	第2回株式会社セイクレスト新株予約権	—	850,000	1066.9
平成21年7月17日(予定)	新株式の発行	—	775,000	972.8
平成21年7月17日(予定)	第3回株式会社セイクレスト新株予約権	—	1,500,000	1882.8
合計		79,665	3,409,400	4279.7

(注) 上記希薄化の割合は平成20年10月13日時点における発行済株式総数79,665株に対する潜在株式数又は発行済株式増加株数の割合を記載しております。

1. 当社は、上記記載のとおり、発行済株式及び潜在株式がすべて行使された場合、平成20年10月13日時点の株式数と比較して、4,279.7%の希薄化を招く可能性があります。
2. 当社は、平成20年10月13日時点に比べ、大幅に発行済株式数が増加しております。今後、証券市場に配慮のない株式併合については行いません。

⑤ 上場廃止のリスクについて

当社は、平成21年3月期において債務超過となる見通しとなったことから、株式会社ジャスダック証券取引所が定める、「株券上場廃止基準」第2条第1項第4号（債務超過）に該当する恐れが生じ、猶予期間に入る見通しとなりました。したがって、平成22年3月末日までに債務超過状況を解消できなかった場合、当社は上場廃止となります。

⑥ 割当先が親会社に該当することについて

本新株式の発行並びに第3回株式会社セイクレスト新株予約権がすべて行使された場合、割当先である株式会社ハンバーストーンは当社の親会社となることから、当社の経営に一定の影響が生ずる可能性があります。しかしながら、株式会社ハンバーストーンについては、経営の独立性、当社の現状、経営方針、各部門の戦略、経営方針、事業戦略、将来性等を理解し賛同していただいております、現時点で、役員のパシ遣等、経営に介入する意思はありません。

⑦ 資金調達リスクについて

割当予定先である、株式会社ハンバーストーンにつきましては、現時点においては、今回の増資を引き受けるにあたっての資金の出所が確認できていないところであり、当社より同社に対して資金の出所を確認できる資料を要請しており、第19回定時株主総会までに当該資料の提示を受けられなかった場合には、今般の資金調達の資金の確認が十分に出来ないことから、当社は本件増資の決議を取り消すこととしており、資金調達が出来ないリスクがあります。

3. 第3回株式会社セイクレスト新株予約権の商品性について

- (1) 第3回新株予約権は10,000,000円の新株予約権60個から構成されており、全新株予約権が行使された場合に払い込まれる出資金総額は603,000,000円となっております。

これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。

- (2) 第3回新株予約権が一度に大量に行使された場合においても、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。

- (3) 第3回新株予約権が行使されなかった場合、当社の時価総額に影響は無く、希薄化を伴う恐れはありません。しかしながら、資金調達面において当社への払込が実行されず、平成21年7月以降の支出予定の資金を確保できない状況に陥るため、今後の当社の財務状況に影響を及ぼす可能性があります。第3回新株予約権はエクイティ・コミットメントライン型ではありませんが、行使請求場所は当社経営管理本部となり、かつ、当社の同意なくして行使請求は承認されない条件における割当となっております。

4. 調達する資金の額及び使途

- (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 現物出資による新株式の発行（第三者割当増資）に係る調達資金

当該増資は、当社に対する金銭債権の現物出資によるものであるため、資金の調達はありますが、当社に対する金銭債権が現物出資され、発行価額分の金銭債務110,000千円が減少することとなります。当該金銭債務110,000千円については、経費の支払いや短期借入金及び長期借入金並びに未払い金の支払いの返済に充当済であります。

② ・ 第三者割当による新株式発行に係る調達資金	200,000,000 円
・ 第三者割当による第3回新株予約権に係る調達資金	603,000,000 円
・ <u>合計の調達資金</u>	<u>803,000,000 円</u>
・ 発行諸費用	22,990,000 円
・ <u>差引手取概算額</u>	<u>780,010,000 円</u>

・ 発行諸費用 22,990,000 円の内訳

・ 新株式	6,460,000 円
-------	-------------

当該発行諸費用の内訳は、主として信託銀行等への代行手数料 920,000 円、目論見書等作成手数料 985,000 円、有限会社ドットコムキャピタルへの手数料 2,500,000 円、光明会（弁護士法人）等への法律相談費用 1,580,000 円、登記関連費用 475,000 円等であります。

（※新株式の発行諸費用は、手元資金により充当するため差引手取概算額には含まない。）

・ 第3回新株予約権	16,530,000 円
------------	--------------

当該発行諸費用の内訳は、主として信託銀行等への代行手数料 5,845,000 円、目論見書等作成手数料 985,000 円、有限会社ドットコムキャピタルへの手数料 3,370,000 円、光明会（弁護士法人）等への法律相談費用 1,580,000 円、登記関連費用 4,750,000 円等であります。

なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、その内訳を詳細に把握することは現時点において不可能であるため、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

今回の資金調達における具体的な資金の用途は、①販売用不動産の取得資金 663,670 千円、②短期借入金の返済費用 66,000 千円、③金融機関保証による社債の償還への充当資金 40,000 千円、④経費支払いへの充当資金 10,340 千円であります。

① <u>販売用不動産の取得資金</u>	<u>663,670 千円</u>
----------------------	-------------------

（うち第三者割当による新株式発行に係る調達資金を充当 117,200 千円）

（うち第三者割当による第3回新株予約権に係る調達資金を充当 546,470 千円）

当社は現在、株式会社リスモと共同事業を行っており、当社が販売代理事業を長らく展開してきたことによる、マンション販売に係る販売ノウハウや不動産情報の顧客別、地域別の属性分析力等と、リスモが有するアウトレットマンションの買取再販に係るバリューアップノウハウやファンド等の資金を活用したスキーム、ディベロッパーへの交渉力等の両社の得意な業務分野を活かしつつ、情報交換・共同企画・共同開発・営業協力により経営資源を有効活用することが可能であります。また、平成 21 年 3 月より横浜市港南区において、アウトレットマンションの共同事業を開始しており、好調な販売状況であることも割当先に評価していただき、当

該事業の展開が当社の今後の不動産業界における位置づけを決定する重要な事業であることを十分に理解していただいたうえで当該事業に係る販売用不動産の取得についてご賛同をいただいたため、当該事業に係る販売用不動産の取得資金として 663,670 千円を充当する予定であります。

当社では、1 物件につき 4 億円の物件取得を方針とし、平成 21 年 8 月に 1 物件、12 月に 1 物件の合計 2 物件の取得を予定しており、不動産の物件の取得については、物件の情報量、市場環境、顧客動向等の変動要因が多いため、物件取得に必要な最低限の金額については、新株式の発行による 117,200 千円を充当し、割当先との話し合いにより行使金額、行使のタイミングを調整し、当該事業の成否を左右する物件取得のタイミングで行使の調整が可能な新株予約権により 546,470 千円を充当する予定としております。当社におきましては、新株式発行及び新株予約権の行使による資金を物件取得の一部に充当することについては合理的であると認識しております。

② 短期借入金の返済 66,000 千円

(うち第三者割当による新株式発行に係る調達資金を充当 66,000 千円)

(うち第三者割当による第 3 回新株予約権に係る調達資金を充当 0 千円)

短期借入金の返済資金として予定しております 66,000 千円につきましては、平成 21 年 7 月末日を返済期日とした短期借入金であります。

新株発行における資金を上記資金に充当することは金融機関への信用維持、並びに当社の有する有利子負債額の減少による直接的な財務状況の改善に寄与し、手元流動性を高める等、今後の当社の安定経営基盤の構築においては必要不可欠な資金でありますので、その調達においては十分な協議を重ねた結果、今回の資金調達において充当することといたしました。

③ 金融機関保証による社債償還への充当資金 40,000 千円

(うち第三者割当による新株式発行に係る調達資金を充当 0 千円)

(うち第三者割当による第 3 回新株予約権に係る調達資金を充当 40,000 千円)

金融機関保証による社債償還への充当資金として予定しております 40,000 千円につきましては、平成 21 年 9 月末日を償還期限とした金融機関保証による社債であります。

当該金融機関保証による社債に関しましては、今後当社において、営業活動によって得られた資金を当該社債償還へ充当する可能性も考えられるため、当社の同意なくして行使請求は承認されない条件における第 3 回新株予約権の行使による資金調達において充当する予定としております。

④ 経費支払いへの充当資金 10,340 千円

(うち第三者割当による新株式発行に係る調達資金を充当 10,340 千円)

(うち第三者割当による第 3 回新株予約権に係る調達資金を充当 0 千円)

経費支払いへの充当資金として予定しております10,340千円につきましては、平成21年7月における、当社の月末の経費支払い及び運転資金等に充当する予定であります。当該支出については、今後の取引先等との折衝の状況によって、その金額及び支出時期が変動することが想定されますが、必要不可欠な資金であることから、新株発行における資金を上記資金に充当する事を予定しております。

新株発行における資金を上記資金に充当することは当社の短期的な資金繰り上の倒産リスクを解消する等、当社の現状の危機的状況を改善するためには必要不可欠な資金でありますので、その調達においては十分な協議を重ねた結果、今回の資金調達において充当することといたしました。

(3) 調達する資金の支出予定時期

① 資金調達計画及び支出予定時期（単位：千円）

		～平成21年7月	～平成21年8月	～平成21年9月
①に伴う資金	新株式		117,200	
	新株予約権		276,470 (※)	
②に伴う資金	新株式	66,000		
	新株予約権			
③に伴う資金	新株式			
	新株予約権			40,000 (※)
④に伴う資金	新株式	10,340		
	新株予約権			
合計		76,340	393,670	40,000

		～平成21年10月	～平成21年11月	～平成21年12月	合 計
①に伴う資金	新株式				117,200
	新株予約権			270,000 (※)	546,470
②に伴う資金	新株式				66,000
	新株予約権				0
③に伴う資金	新株式				0
	新株予約権				40,000
④に伴う資金	新株式				10,340
	新株予約権				0
合計				270,000	780,010

※ 上記の資金調達計画及び支出時期にある(※)印の記載箇所につきましては、株価及び割当先の環境変化、取得する物件の状況、当社の営業によって得られた資金の金額等の状況により、

行使状況が変わる可能性がございます。支出の内容に関して、変更が生じた場合は確定次第、速やかに情報開示してまいります。

※ 第三回新株予約権の月間行使状況、充当状況等については、毎月初めに情報開示を行います。

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社グループは、早期の業績回復および継続的な成長を果たすためには、財務基盤の安定化と事業への前向きな投資が必要であると考え、様々な資金調達手段について検討を続けてまいりました。しかしながら、一昨年の夏以降のサブプライムローン問題の長期化に伴う世界的な金融市場の混乱、金融機関の不動産案件に対する融資姿勢の厳格化、及び不動産市況の急速な縮小等により、資金調達が当初の予定どおり進まず、当社の資金繰りおよび財務状況は依然として厳しい状況が続いております。このような現状を打破し、着実に業績の回復を果たして将来的に株主価値の向上を図るためには、当該新株式及び新株予約権の発行による資金調達により、短期借入金の返済、社債償還への充当、販売用不動産の取得、経費支払いの資金に充当し、金融機関に対しての信用維持並びに財務体質の改善、収益構造の安定化及び財務体質の健全化を図っていくためにも、必要不可欠な資金調達であります。

当社といたしましては、既存株主様に対しまして、企業価値の向上を持ってお応えすべく、早期での業績回復を達成するため全社一丸となって取り組んでおりますが、現状の当社に残された唯一の手段であり、加えて、これら費用は今後の業績回復に向け必要不可欠な支出であるため、今回の資金調達における資金の使途は合理的なものであると考えており、ご理解いただきたく存じます。

① 金銭以外の現物出資による新株式の発行（第三者割当増資）により債務を株式化する合理性に関する考え方

債務の株式化については、借入金返済による有利子負債の圧縮と共に自己資本の増強を進め、財務体質の強化を図ることで、当社の信用力の向上に寄与する等、当社の現在の経営状況を改善するうえにおいて最適な手法であると判断いたしました。

② 新株式の発行（第三者割当増資）により調達する資金使途の合理性に関する考え方

新株式の発行による資金調達については、借入金返済による有利子負債の圧縮と共に自己資本の増強を進め、財務体質の強化を図り、経費支払いの資金へ充当することで、短期的な資金繰りにおける逼迫した状況を改善いたします。また、平成 21 年 8 月に取得予定の販売用不動産の取得資金の一部へと充当することで当社の収益に貢献する等、当社の経営状況の改善に貢献する最適な手法であると判断いたしました。

③ 第 3 回株式会社セイクレスト新株予約権の発行により調達する資金使途の合理性に関する考え方

新株予約権については、今後当社において、営業活動によって得られた資金において、充当する可能性も考えられるため、当社の同意なくして行使請求は承認されない条件における新株

予約権を選択することで、当社の資金繰りの状況について予断を許さない状況においても、希薄化をある程度制限できるスキームを選択いたしました。

当社におきましては、当該新株予約権により調達した資金により、販売用不動産の取得の一部に充当し、アウトレットマンションとして販売していくことを方針として物件取得活動を実施し、今期中に2物件を新株予約権により充当する予定であります。

当社といたしましては、新株予約権により当該事業に670,000千円を充当することについて、当該事業の展開が当社の今後の不動産業界における位置づけを決定する重要な事業であり、継続企業として安定した収益基盤を確立していくには必要不可欠であります。当該事業により安定した収益基盤を確立していくことで、来期以降においては、エクイティ・ファイナンスに頼らない経営を実現することが可能であると当社では確信しているため、当該事業において、2物件合計で670,000千円を新株予約権にて充当することについては合理的であると考えております。

5. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

事業年度の末日	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
売上高	4,972	3,431	4,430
営業利益	315	△470	38
経常利益	112	△713	△81
当期純利益	44	△706	△1,225
1株当たり当期純利益（円）	567	△8,979	△5,256
1株当たり配当金（円）	334	-	-
1株当たり純資産（円）	11,180	1,867	△861

(2) 現時点（当初行使価格）における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	1,079,665株	100%
現時点の行使価額（行使価額）における潜在株式数の総数	134,408株	12.45%
下限値の行使価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
上限値の行使価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—

（注）平成21年6月11日現在で表示しております。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式発行

発行期日	平成21年7月17日
調達資金の額	発行価額総額：310,000,000円（発行価額：400円） （うち、110,000,000円については、当社に対する現物出資による払込の方法によるものであるため、資金の調達はなし。）
募集時点における発行済株式数	1,079,665株
当該増資における発行株式数	775,000株
募集後における発行済株式数	1,854,665株

・第3回株式会社セイクレスト新株予約権（第三者割当）

発行期日	平成21年7月17日
調達資金の総額	603,000,000円
発行価格	新株予約権1個あたり50,000円
発行新株予約権	60個
予約権1個当たりの付与株式数	25,000株
行使価額	400円
行使期間	平成21年7月16日から平成23年3月31日
予約権行使による資金調達額	600,000,000円
募集時点における発行済株式数	1,079,665株
募集時における潜在株式数	1,500,000株

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第1回株式会社セイクレスト新株予約権（第三者割当）

発行期日	平成20年10月14日
調達資金の額	150,750,000円
募集時点における発行済株式数	79,665株
募集時における潜在株式数	当初の転換価格（1,116円）における潜在株式数134,408株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 （残高 150,000,000円、行使価額 1,116円）
当初の資金使途	短期借入金の返済及び社債の償還等
支出予定時期	平成20年10月から平成21年3月まで
現時点における充当状況	現時点において行使された新株予約権はありません。

※ 第1回株式会社セイクレスト新株予約権につきましては、平成21年6月13日をもって行使期間が終了いたします。

・新株式（デット・エクイティ・スワップ）

発行期日	平成20年11月10日
調達資金の額	当社に対する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）によるものであるため、資金の調達はなし。 発行価額総額：60,000,000円（発行価額：400円）
募集時点における発行済株式数	79,665株
当該増資における発行株式数	150,000株
募集後における発行済株式数	229,665株

・第2回株式会社セイクレスト新株予約権（第三者割当）

発行期日	平成20年11月10日
調達資金の総額	341,700,000円
発行価格	新株予約権1個あたり50,000円
発行新株予約権	34個
予約権1個当たりの付与株式数	25,000株
行使価額	400円
行使期間	平成20年11月10日から平成21年6月9日
予約権行使による資金調達額	340,000,000円
募集時点における発行済株式数	79,665株
募集時における潜在株式数	850,000株

※ 第2回株式会社セイクレスト新株予約権につきましては、平成21年4月7日をもって全ての行使が完了しております。

(5) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期（※1）
始 値	40,700円	5,300円	773円
高 値	64,000円	14,300円	820円
安 値	5,180円	390円	390円
終 値	5,500円	853円	415円

※ 平成21年6月11日現在の株価

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	2,630円	2,535円	3,100円	1,780円	773円	401円
高 値	3,180円	7,000円	3,100円	2,165円	820円	624円
安 値	1,950円	2,525円	1,250円	853円	390円	398円
終 値	2,400円	3,350円	1,960円	853円	406円	428円

③ 発行決議日の前日における株価

	平成21年6月11日現在
始 値	443円
高 値	447円
安 値	415円
終 値	415円

6. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成21年5月31日現在)(%)		募集後(潜在株式未反映)(%)		募集後(潜在株式反映)(%)	
株式会社ゼクス	14.82	株式会社ハンバーストーン	41.79	株式会社ハンバーストーン	69.06
日本証券金融株式会社	8.35	株式会社ゼクス	8.63	株式会社ゼクス	4.59
株式会社オーキタ	7.55	日本証券金融株式会社	4.86	日本証券金融株式会社	2.59
OVE 第2号投資事業組合	6.02	株式会社オーキタ	4.40	株式会社オーキタ	2.34
福田 勉	4.79	OVE 第2号投資事業組合	3.51	OVE 第2号投資事業組合	1.86
有限会社フクジュコーポレーション	4.33	福田 勉	2.79	福田 勉	1.48
青木 勝稔	3.86	有限会社フクジュコーポレーション	2.52	有限会社フクジュコーポレーション	1.34
斉須 繁雄	3.24	青木 勝稔	2.25	青木 勝稔	1.20
三谷 梁姫	3.24	斉須 繁雄	1.89	斉須 繁雄	1.00
三谷 健二	3.04	三谷 梁姫	1.89	三谷 梁姫	1.00

(注) ※ 今回の第三者割当により発行される新株予約権の募集分については長期保有を約していません。そのため、今回の第三者割当による第3回新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示していません。

※ 各株主の保有株式数及び持株比率は、平成21年3月31日現在の数値に基づいています。

7. 業績への影響の見通し

今回の資金調達により、金融機関に対しての信用回復並びに財務体質改善、販売用不動産の取得資金、経費支払いへの充当資金に充当していくことで、平成21年5月15日公表の「平成21年3月期決算短信」に記載しております平成22年3月期の通期業績予想を達成していくと共に、翌期以降も継続して安定した収益の向上を目指すためにも重要な資金調達であります。当社は、当社が来期以降も継続して上場企業として存続していくためには、以下の3点が必須要件であると考えております。

- (1) 資金繰りにおいて、資金ショートすることによる倒産リスクの解消。
- (2) 株式会社ジャスダック証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第2条第1項第4号（債務超過）に係る猶予期間からの脱出のための平成22年3月末までの債務超過解消。
- (3) 継続企業として安定した収益基盤を確立していく為の事業への投下資金の確保。

当社は今般の資金調達を行い、事業再建のための経営計画及び資金計画を遅延なく遂行し、上述の3点の要件をクリアすることで当社が来期以降も継続して上場企業として存続し、業績の回復を図ることができると確信しております。既存株主様にはご理解をいただき、継続したご支援を賜りたいと存じ、お願いを申し上げる次第であります。

8. 発行条件等の合理性並びに発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当による新株式（金銭出資及び現物出資）の発行価額及び第三者割当による新株予約権の行使価額の算出根拠につきましては、当社の最近の株価動向を鑑み、当該増資にかかる取締役会決議の直前日である平成21年6月10日の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格448円の90%を参考とし、発行価額を1株400円（取締役会決議の直前日の最終価格の10.7%をディスカウントした価格）といたしました。

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当該新株式の発行につきましては、当社が永続的に事業活動を営む基盤を取り戻すためには、金銭債務の圧縮、及び短期的な資金繰りにおける倒産リスクの解消、並びに企画不動産販売事業の資金へ充当することで、継続企業として安定した収益基盤を確立していくことでステークホルダーの皆様からの信用を回復することが必至であると考え、当社の現在の経営状況を改善するうえにおいて最適な手法であることから、当該新株式の発行が合理的であると判断いたしました。

新株予約権の行使にあたっては当社の同意を持って行うことを当割当先と確認しており、当社の資金繰り状況における短期的な資金繰りにおける逼迫した状況及び長期的な資金繰りにおける手元流動性の確保等、行使の量及び行使のタイミングを相当程度コントロールできるスキームとなっていることから、長期的な資金繰りにおける手元流動性の確保等を踏まえ、新株予約権の発行が合理的であると判断いたしました。

また、発行価額の算定根拠が合理的であると判断した理由につきましては、平成21年3月

期において、当社が債務超過状態にあること及び通期業績が予想値よりも下回ったこと、また、現在の経済状況、直近の当社の業績及び資本充実の必要性を反映したものであることから、平成21年6月10日の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格448円の90%を参考とし、割当先と協議の上、発行価額を1株400円（取締役会決議の直前日の最終価格の10.7%をディスカウントした価格）といたしました。割当先につきましては、当社の現在の経営状況及び当社の既存株主様に対する考え方を充分にご理解いただいた割当先を選定しております。上記の当該新株予約権の特性を踏まえ、当該新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、ブラックショールズ方式と株価変動率を考慮した算定方式は、当社の株価が乱高下している状況下における算定方式としては適切でないため、他社事例での設定条件、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、当該新株予約権1個の払込金額を金10,000,000円としました。

当該新株式及び新株予約権の諸条件（行使価額時点における時価株価からのディスカウント率、払込金額、行使可能期間等）は、当社の現在の経営状況並びに株価から勘案して妥当であり、当該資金調達不成の場合、当社企業存続は危機的状況に陥る可能性があることから、これら事象のリスクヘッジとしての価値及び新株予約権者が負担するクレジット・コスト等も考慮した結果、合理的である判断致しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の発行価額については、有利発行の可能性もあることから、発行価額の設定等によっては、希薄化を抑制できることも考えられましたが、本条件は、割当先と協議の上決定したものであり、「I 1. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、現在当社が置かれている財務状況を鑑みますと、早期の資金調達が必要であり、今回調達を予定している資金の規模については、安定的な会社運営を行っていくために必要であるため合理的であると判断しております。

また、今回の第三者割当による新株式（金銭出資及び現物出資）の発行価額及び第三者割当による新株予約権の行使により、現在の発行株式総数1,079,665株に対して2,275,000株増加し、210.71%を超える希薄化により既存株主の株主価値を損なうおそれがありますが、以下のような事実を鑑み発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

① 新株式（金銭出資及び現物出資）

金銭出資及び現物出資による新株式の発行は、社が永続的に事業活動を営む基盤を取り戻すためには、金銭債務の圧縮、及び短期的な資金繰りにおける倒産リスクの解消、並びに企画不動産販売事業の資金へ充当することで、継続企業として安定した収益基盤を確立していくことでステークホルダーの皆様からの信用を回復することが必至であると考え、第三者割当による新株式の発行を実施することといたしました。新株式の発行は、希薄化を伴う資金調達方法ではありますが、当社の企業存亡の危機を解消するための現段階において唯一の方法

であると判断しております。

②第3回新株予約権

新株予約権の発行及び行使による希薄化につきましては、当社の同意により割当先による行使が可能となっており、当社の業績推移によってその行使に伴う希薄化を最大限考慮できると共に、当社の判断により新株予約権を取得することも可能となっております。今回の当該新株予約権の行使により調達した資金の使途は、社債の償還資金並びに販売用不動産取得資金に充当することを計画しておりますが、事業計画の進捗状況及び事業収益構造の改善状況により、当該新株予約権の行使量を調整してまいりたいと考えております。このような状況から当該新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は現時点において予測し難い状況がありますが、当社の現在の経営状況が企業存続の危機に瀕している現状を鑑みて最善かつ合理的な規模であると判断したものであります。

9. 第三者割当により発行される新株式及び第2回新株予約権の割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

① 商 号	株式会社ハンバーストーン		
② 事 業 内 容	不動産業		
③ 設 立 年 月 日	平成20年3月17日		
④ 本 店 所 在 地	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (有)UAPマネジメント内		
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役 平野 和俊		
⑥ 資 本 金	100,000円		
⑦ 発 行 済 株 式 数	1株		
⑧ 純 資 産	100,000円		
⑨ 総 資 産	200,000,000円		
⑩ 決 算 期	2月		
⑪ 従 業 員 数	2人		
⑫ 主 要 取 引 先	株式会社ゼクス		
⑬ 大株主及び持株比率	有限会社UAP マネジメント 100%		
⑭ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行		
⑮ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	現在、当社は割当予定先から110,000,000円の金銭債権があります。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
⑯ 最近3年間の業績			
決 算 期	平成21年2期	—	—

売 上 高	—	—	—
営 業 利 益	—	—	—
経 常 利 益	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—
1株当たり当期純利益（円）	—	—	—
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	—	—	—

(2) 割当先を選定した理由

当社は、厳しい市場環境を乗り越えるべく大幅に減少した自己資本の増強による財務体質の強化、中長期に亘る収益機会の拡大や収益性の向上を図ることが喫緊の課題であり、今回の第三者割当増資の実施は必要不可欠のものであると考えております。また、平成21年5月8日に株式会社ジャスダック証券取引所に提出いたしました改善報告書に記載のとおり、当社の割当先選定の基本方針として、下記に記載の「※ 割当選定の基本方針」に基づき、割当先を選定を行っております。

当社は、平成21年2月26日公表の「株式会社ゼクスとの業務提携の合意に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社と株式会社ゼクスは平成21年2月26日付で業務提携を行い、既存事業でのシナジーはもとより、新規事業や介護福祉分野において積極的な事業展開を目指し、現在、共同取り組みによる事業を検討しております。株式会社ハンバーストーンにつきましては、株式会社ゼクスより紹介いただいた会社であります。

株式会社ハンバーストーンは、当社の割当先選定の基本方針であります資金調達目的及び当社の展開するビジネスにおける将来の展望にご賛同いただいております。また、当社の資金調達における既存株主様に対する考え方、発行の柔軟性を求めた考えにも十分な理解を得られたことから、同社を割当先として選定いたしました。

同社は当社の事業方針についてご理解をいただいております。当社と株式会社リスモがアウトレットマンションの買取再販事業において共同事業を行っていく事業方針についてご理解をいただく等、当社の今後の経営再建に向けた経営計画についてご賛同いただいております。中長期に亘り当社をご支援頂けるものと考えております。

また、同社につきましては、当社との緊密な連絡体制が構築可能であり、割当先と連絡が直接に行える体制となっております。

なお、当社の割当先である株式会社ハンバーストーンについては、当社委託の専門の調査会社から、暴力団等反社会的勢力と関係している事実はないことを確認しております。

※ 割当先選定の基本方針

- ① 当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただいていること。
- ② 緊密な連絡体制が構築可能であること。（割当先と当社の中に第三者が介入する連絡体制の割当先についても割当先として選定しない。）
- ③ 高い遵法意識を有していること。
- ④ 法定開示事項及びジャスダック証券取引所規則全般を十分に理解していること。
- ⑤ 長期保有を原則としていること。
- ⑥ 株券貸借についての契約は行わないこと。
- ⑦ 暴力団等反社会的勢力と関係している事実はないこと。
- ⑧ 割当先の法人やファンド等の出資者のすべての属性を十分に把握できること。

(3) 割当先の保有方針

本新株式及び新株予約権について、当社と割当先との間で、書面により、長期保有を原則として保有していただく旨の確約をいただいております。

また、本新株予約権については、その発行要項において、譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。また、本新株式においては、割当先との間におきまして、払込期日（平成21年7月17日）より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

(4) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の大株主と上記の割当先との間において、株券貸借についての契約はありません。

(5) その他

本新株式発行及び新株予約権に関連したその他契約はありません。

以 上

株式会社セイクレスト新株式（第三者割当）

発行要項

1. 発行新株式 当社普通株式
2. 発行株式数 775,000 株
3. 払込金額 1 株につき 400 円
4. 払込金額の総額 金 310,000,000 円
上記のうち、200,000,000 円については、金銭による払込とし、残りの 110,000,000 円については、現物出資とする。詳細は下記 11. (1)②記載のとおりとする。
5. 増加する資本金の額 1 株につき 200 円
6. 増加する資本金の総額 金 155,000,000 円
7. 増加する資本準備金の額 1 株につき 200 円
8. 増加する資本準備金の総額 金 155,000,000 円
9. 申込期日 平成 21 年 7 月 17 日
10. 払込期日 平成 21 年 7 月 17 日
11. 割当先、割当株式数及び出資の目的とする金銭及び金銭以外の財産の内容
 - (1) 割当先 第三者割当（金銭及び現物出資）の方法により、株式会社ハンバーストーンに対し、全ての株式を割り当てる。
 - ① 金銭による払込
 1. 払込金額 200,000,000 円
 2. 割当株式数 500,000 株
 - ② 当社に対する金銭債権
 1. 払込金額 110,000,000 円
 2. 割当株式数 275,000 株
 3. 出資の目的とする金銭以外の財産の内容 金銭債権
 - (2) その他
 - ・本新株式の発行については、金融商品取引法に基づく届出書の効力発生を条件とする。
 - ・平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 19 回定時株主総会の承認を条件とする。

(別紙2)

第3回株式会社セイクレスト新株予約権 (第三者割当)

第1【募集要項】

1.【新規発行新株予約権証券 (第3回株式会社セイクレスト新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	60個
発行価額の総額	金3,000,000円
発行価額	1個につき50,000円
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成21年7月17日
申込証拠金	申込単位1個につき50,000円
申込取扱場所	株式会社セイクレスト 本社 経営管理本部
払込期日	平成21年7月17日
割当日	平成21年7月17日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 大阪中央支店

(注) 1 取締役会決議年月日

平成21年6月11日開催の取締役会において発行の決議をしております。なお、平成21年6月26日開催予定の第19回定時株主総会の承認を条件といたします。

2 申込の方法

申込方法は申込期間内に申込取扱場所へ、申込証拠金を添えて申込することとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 申込証拠金には利息は付さず、また、申込証拠金は払込期日に新株予約権証券の払込金に振替充当します。

5 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下に記載のとおりです。

① 商号	株式会社ハンバーストーン
② 事業内容	不動産業
③ 設立年月日	平成20年3月17日
④ 本店所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 (有)UAPマネジメント内
⑤ 代表者の役職・氏名	取締役 平野 和俊
⑥ 資本金	100,000円
⑦ 発行済株式数	1株
⑧ 純資産	100,000円
⑨ 総資産	200,000,000円
⑩ 決算期	2月

⑪ 従業員数	2人		
⑫ 主要取引先	株式会社ゼクス		
⑬ 大株主及び持株比率	有限会社UAP マネジメント 100%		
⑭ 主要取引銀行	三井住友銀行		
⑮ 上場会社と 割当先の関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	現在、当社は割当予定先から 110,000,000 円の金銭債権があります。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	
⑯ 最近3年間の業績			
決算期	平成21年2期	—	—
売上高	—	—	—
営業利益	—	—	—
経常利益	—	—	—
当期純利益	—	—	—
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	—	—	—

(2) 【新株予約権の内容等】

(6) 第三者割当による新株予約権の発行の内容

新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
発行する新株予約権の総数	60個
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき50,000円
新株予約権の割当日	平成21年7月17日
新株予約権の払込期日	上記に定める割当日と同日(平成21年7月17日)とする。

新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「割当株式数」という。）は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に10,000,000円を乗じ、これを行使価額（以下に定義する。）で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に10,000,000円を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。但し、下記(注)1により行使価額が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。なお、本新株予約権の目的である当社普通株式の当初の総数は、1,500,000株（新株予約権1個当たりの当初の割当株式数は25,000株）とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、400円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 603,000,000 円 ただし、下記（注）1のとおり調整されることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第1号記載の資本金等増加限度額から本項第1号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	上記に定める割当日（平成21年7月17日）から平成23年3月31日まで。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を行使期間の最終日とする。
割当予定先の商号	第三者割当（新株予約権）の方法により、株式会社ハンバーストーンに対し、全ての新株予約権を割り当てる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社セイクレスト 本社経営管理本部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 大阪中央支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編成行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 本項第1号又は第2号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額の調整及び株式の数の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{調整後} & & & & \text{既発行} \\
 \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \text{普通} \\
 & & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} \\
 & & & + & \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの}}{\text{時 価}} \\
 & & & & \frac{\text{払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付

する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは 権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③ 本項（4）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項（4）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための

基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式に加え、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整

後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を、適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。

2. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。本新株予約権者は、本新株予約権について、無記名式の新株予約権証券の発行を請求することはできない。

3. 本新株予約権の行使の方法及び行使請求の効力発生日

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、「新株予約権の内容等」に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を「新株予約権の内容等」に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。
- ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。

4. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出書の効力発生を条件とする。なお、平成21年6月26日開催予定の第19回定時株主総会の承認を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上